毒物及び劇物取締法と 危害防止について

~わがまち松山を、「安全・安心なまち」に~

松山市保健所 医事薬事課

〇資料の目次

1.毒物及び劇物取締法について

- (1)全国の事故報告からわかること
- (2)目的

2.毒劇物について

- (1)毒劇物を「毒劇物として認識すること」の重要性
- (2)化学物質安全性データシート(MSDS)の重要性

3.毒劇物事故を防止するために

重要な「危害防止規定」について

4.毒劇物事故と社会的影響

- (1)毒劇物を取扱う方と社会的責任について
- (2) 毒劇物を販売等する際の確認・情報提供の重要性
- (3)万が一の「事故の際の措置」について
- (4)重要な「説明責任」について
- (5)関係機関の連絡先
- (6)松山市ホームページにおけるお知らせ ほか

- 1. (1)全国の事故等報告からわかること
- 〇全国の毒劇物事故等情報から

実は、

- ・漏えい・流出事故 の多くが 業務上取扱者や販売業者によるもの
- ・<mark>盗難・紛失事故</mark> の多くが 業務上取扱者や販売業者によるもの



このことから、

①市民の皆様の身近なところで、

「毒劇物の取扱い」があり、

「業務上取扱者及び販売業者」における事故等が多発している。

現状

②その背景には、毒劇物を取扱う上で、

<u>「購入者(使用者)」側</u>の知識・認識不足、

<u>「販売業者」側</u>の情報提供不足、

毒劇物や日常の管理体制への慣れ等 がある。



毒劇物を取扱う「全ての方」に、

「市民の安全・安心を守る」という観点から、 毒劇物の取扱い等に万全を期していただくことが求められている!!

〇毒物及び劇物取締法とは、



(第1条 目的)

この法律は、毒物及び劇物について、 保健衛生上の見地から必要な取締を行うことを目的とする。

(毒物又は劇物を、販売又は授与すること、あるいは 販売又は授与の目的で製造し、輸入し、貯蔵し、運搬し、 又は陳列すること等について、 保健衛生上の立場からの取締りである。)



つまり、

毒劇物を取扱う以上、毒劇法の規制をうけ、 保健衛生上の支障がないように、 当然、法令を順守(コンプライアンス)しなければならない。 2. (1)毒劇物を「毒劇物として認識すること」の重要性

〇毒劇物を明確に判断するには?

医薬用外毒物

医薬用外劇物

(毒物又は劇物の表示) ※まずは表示の確認!!

毒劇法第12条 (中略) 毒物又は劇物の容器及び被包に、「**医薬用外」の文字**及び

<u>毒物については赤地に白色をもつて「毒物」の文字、</u>

劇物については白地に赤色をもつて「劇物」の文字を表示しなければならない。

さらに、容器及び被包に、次の事項を表示しなければならない。

- ① 毒物又は劇物の名称
- ② 毒物又は劇物の成分及びその含量
- ③ 厚生労働省令で定める毒物又は劇物については、解毒剤の名称
- ④ 毒物又は劇物の取扱及び使用上特に必要と認めて、厚生労働省令で定める事項 (製造者等の氏名及び住所、製剤によって定められた**注意事項等**)

これは、保健衛生上の危害が生じないための配慮。



再確認

「毒劇物」を「毒劇物」として認識することが、重要。

※伝票販売の方にとっても、購入者等に毒劇物を認識いただくうえで、大切です。

2. (2)化学物質安全性データシートの重要性

<u> の取扱う「毒劇物」を正確に把握するには?</u>

化学物質安全性データシート

重要

(MSDS: Material Safety Data Sheet)

- ①毒劇物の性状を確認
- ②取扱う上での注意事項を確認
- ③保護具を確認
- ④万が一の際の措置(方法等)を確認
 - 一漏えい時
 - 一出火時
 - 一暴露、接触時
 - ーその他関連する情報

広く、深い情報

これは、相手を正確に理解するということ!!

- 3. 重要な「危害防止規定」について
 - ●危害防止規定には、どのような項目が必要なの?

現場に合った、具体的で、かつ、わかりやすい内容であること。次のような、「基本的な事項」が最低限必要です。

▶ 毒物及び劇物の貯蔵又は取扱いの作業を行う者、これらの作業に係る設備等の

点検・保守を行う者、事故等における関係機関への通報 及び応急措置を行う者の職務及び組織に関する事項

・組織のなかでの各部署の位置づけ、責任の所在や管理体制、報告指示体制が明確になる

☑毒物及び劇物の貯蔵又は取扱いに係る作業の方法に関する事項

・販売手順等の標準化が図られる。受払・在庫チェックの方法、販売手順・運搬手順、購入者側への相談応需等 具体的な内容に。

▼毒物及び劇物の貯蔵又は取扱いに係る設備等の点検の方法に関する事項

・点検手順の標準化が図られる。単に「異常なし」ではなく、点検基準に基づき作成した点検シート等により、 何を確認し、判断したのか、異常の際の是正の措置等 具体的な内容にすることが重要。



☑毒物及び劇物の貯蔵又は取扱いに係る設備等の整備又は補修に関する事項

・設備点検結果や、整備計画に基づいた実施の規定。実施状況を把握し、検証できることが重要。

<u>▼事故時における</u>関係機関への<u>通報及び応急措置活動</u>に関する事項

・法令事項である前に、危機管理体制の根幹といえる。

□ 毒物及び劇物の貯蔵又は取扱いの作業を行う者及びこれらの作業に係る設備等の保守を行う者並びに事故時の応急措置を行う者の教育及び訓練に関する事項

・マニュアルに基づいた運用や、重要な判断は、必ず人が行う。研修計画に基づいた継続的な取り組みが必要。

☑ その他(※1)、保健衛生上の危害を防止するために遵守しなければならない事項

※1 その他 公表・地域住民への情報提供 など



大事なマニュアルは、<u>各部署に備え付け、いつでも確認ができるように!!</u>

4. (1) 毒劇物を取扱う方と社会的責任について



〇毒劇物を取扱う方の「社会的責任」について

多くの責任(まとめ)

①保健衛生上の責任

毒劇物による事象を発生させた事実。(人的被害、環境被害等含む)

②行政上の責任(行政罰)

改善措置命令、業務停止命令、登録取消、責任者変更命令等。

③刑事上の責任(刑事罰)

犯罪(業務上過失傷害等)に問われる場合も。

<u>④民事上の責任(民事訴訟等)</u>

損害賠償請求等。

⑤発生した事象に対する説明責任

4. (2) 毒劇物販売の際の確認・情報提供の重要性

〇毒劇物販売の際の確認・情報提供について(販売する側の責務)

1)交付の制限(毒劇法第15条)と目的の確認

次に該当する場合は、販売してはならない。

- ・18歳未満の者
- ・心身の障害により毒物又は劇物による保健衛生上の危害の防止の措置を適正に行うことが できない者として厚生労働省令で定めるもの 身分確認・挙動等から慎重に判断
- ・麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

そして、使用目的に不審な点がある場合、拒否が認められている!!

2) 販売又は授与における情報提供(毒劇法施行令第40条の9)

重要

毒物又は劇物を販売し、又は授与するときは、 販売し、又は授与する時までに、譲受人に対し、 当該毒物又は劇物の性状及び取扱いに関する情報を提供しなければならない。

〈提供しなければならない情報の内容〉 (毒劇法施行規則第13条の11)

- (1)情報を提供する毒物劇物営業者の氏名及び住所 (法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)
- ②毒物又は毒物の別 ③名称並びに成分及びその含量 ④応急措置 ⑤火災時の措置
- ⑥漏洩時の措置 ⑦取扱い及び保管上の注意 ⑧暴露の防止及び保護のための措置
- ⑨物理的及び化学的性質 ⑩安定性及び反応性 ⑪毒性に関する情報 ⑫廃棄上の注意
- (13)輸送上の注意

※化学物質安全性データシート(MSDS)を活用しましょう。

情報提供方法は、文書もしくは磁気ディスクその他の方法(譲受人が承諾した場合)にて行ってください。

3)譲渡手続(毒劇法第14条)

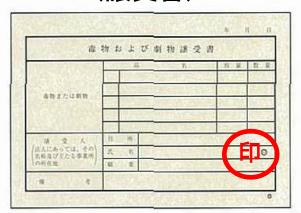
- ・毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を他の毒物劇物営業者に販売し、又は授与したときは、その都度、 次に掲げる事項を書面に記載しておかなければならない。
 - ① 毒物又は劇物の名称及び数量
 - ② 販売又は授与の年月日
 - ③ 譲受人の氏名、職業及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)
- ・毒物劇物営業者は、譲受人から前項各号に掲げる事項を記載し、厚生労働省令で定めるところにより作成した書面の提出を受けなければ、毒物又は劇物を毒物劇物営業者以外の者に販売し、又は授与してはならない。(毒劇法施行規則第12条の2 書面は譲受人が押印した書面とする。)

毒物劇物営業者どうしの場合 (譲渡記録)



※販売する側が、記録する。

毒物劇物営業者以外への譲渡の場合 (譲受書)



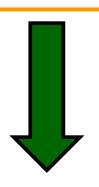
譲受文書の例 ※譲受側が記載し、書面で提出する。

これらの書面は、販売等の日から5年間、保存しなければならない。

4. (3)万が一の「事故の際の措置」について

〇万が一、事故の際の措置(毒劇法第16条の2)

① 飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合 (不特定又は多数の方に危害が生ずるおそれあり)











保健所、警察署、消防機関へ 届け出(義務)

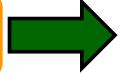
必要な緊急措置を講じる(義務)

被害をくいとめる措置とその準備を行う。 (立入禁止。風下の人に知らせ避難させる。 防護服の着用。中和剤や吸収剤の準備等。)

重要

通報体制の整備 日頃からの 教育・訓練

② 盗難、紛失した場合



警察署へ届け出(義務)

※さらに、健康危機管理のうえで、重要な情報になりますので、保健所はじめ関係部署に連絡願います。

※ 情報収集について(参考)

厚生労働省 医薬食品局化学物質安全対策室、財団法人日本中毒情報センター、各メーカー等

●説明責任(アカウンタビリティ)について

現状

皆様方は、地域社会のなかで、信頼し、かつ、信頼され、事業を運営し、貢献されている。

- ☑社会に影響を及ぼす事象が発生した場合、 公表することは、社会的責任である。
- ☑社会において、更なる、信頼関係の構築 (透明性の確保とその姿勢、信頼回復)
- ☑ 再発防止を目的とする他事業所への情報の提供 (プラスの波及効果)

※社会的情勢のなかで、 説明責任は、特に重要です。



●ぜひ、準備していただきたいこと

公表の規定

- ■特に、社会的影響を鑑み、社会的責任を全うする 判断が、早急に求められる。
 - ・社会的影響、危害の規模等を想定し、規定しましょう。
 - 業務を行う役員への緊急報告と、公表決定までの 流れを、社内で確立しましょう。
- ■公表は、早いほど良い。
 - ・意思決定後、即公表までの流れを確立しましょう。 (公表する内容、資料準備、報道機関その他関係部署への 連絡、対応する方等)

●公表を「判断するまで」の参考として



〈公表すべき事案(例)〉

- ①<u>被害が発生した場合</u> (事故の場所が、施設内外を問わず)
- ②<u>被害が発生するおそれがある場合、</u> <u>もしくはおそれが否定できない場合</u> (事故の場所が、施設内外を問わず)

※公表についても、行政に「相談・連絡」願います。

〈公表内容〉

発生年月日、発生場所、事故の原因、内容、被害の状況、措置の内容、原因の毒劇物、毒劇物の情報(名称・対処方法等)、問い合わせ先などが必要です。



重大な毒劇物事故発生・



第1に、 <u>必要な緊急措置を</u> 講じる。



☑事業所内に

緊急連絡体制を発動する。

(対策本部等による「情報の一元化」)

☑<u>各関係機関へ報告する。</u>(保健所・警察・消防、_{危機管理部局等})



凶公表の意思決定 ※行政側にも相談・連絡願います。



У公表までの準備 ※行政側にも相談・連絡願います。

- ・報道機関への連絡(記者クラブ等)
- ・会見の準備、会場(事業所ほか)、 公表資料の作成、情報の精査 ほか

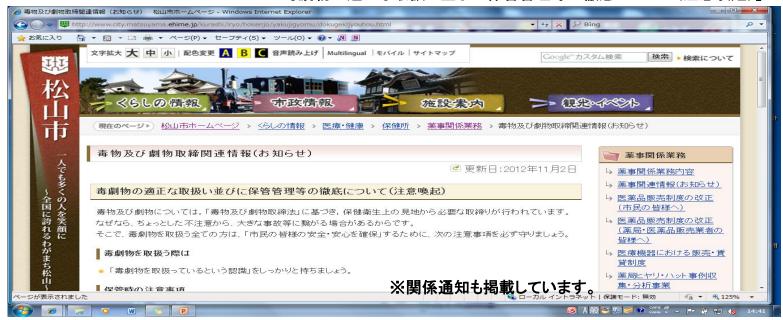


☑公表 (十分な説明対応)

- 4. (5)関係機関の連絡先
 - - ☑松山市保健所 089-911-1800(代表)
 - •医事薬事課 089-911-1805(直通)
 - ☑松山市消防局 089-926-9200(代表)
 - ☑愛媛県警察本部 089-934-0110
 - ·松山東警察署 089-943-0110
 - -松山西警察署 089-952-0110
 - ·松山南警察署 089-958-0110
 - ☑愛媛県保健福祉部
 - ·薬務衛生課(毒劇物担当) 089-912-2393(直通)
 - ☑松山市危機管理担当部
 - ·危機管理対策担当 089-948-6815(直通)
 - ☑松山市環境部
 - •環境指導課 089-948-6441、6442(直通)

4. (6) 松山市ホームページにおけるお知らせ ほか

「毒劇物の適正な取扱い並びに保管管理等の徹底について(注意喚起)」



地域における健康危機管理は、

事業者・住民・行政等 協働で取り組んでいく必要があります。

あなた自身も含め、

市民の「生命、身体及び財産」を守りましょう!!

わがまち松山を「安全・安心なまち」に!!

一人でも多くの人を笑顔に ~全国に誇れるわがまち松山~

毒劇物盗難等防止マニュアル〜いかに管理すれば良いか〜 (厚生労働省医薬食品局化学物質安全対策室の 毒物劇物の安全対策ホームページに掲載)

http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/dokuindex.html

